

別表第1（第3条関係）

	審判請求費用	後見人等報酬
1	生活保護法（昭和25年法律第44号）による生活保護を受けている者	生活保護法（昭和25年法律第44号）による生活保護を受けている者
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成26年法律第106号）による支援給付を受けている者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成26年法律第106号）による支援給付を受けている者
3	次に掲げる要件のすべてに該当する者 (1) 本人及び本人と生計を一にする世帯全員が市民税非課税であること (2) 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が、審判請求費用に30万円を加えた額を下回ること (3) 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと	次に掲げる要件のすべてに該当する者 (1) 本人及び本人と生計を一にする世帯全員が市民税非課税であること (2) 報酬付与審判で報告した収支から報酬額を控除した額が30万円以下となること (3) 本人が有する預貯金及び現金の合計額から報酬額を控除した額が50万円以下となること (4) 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
4	審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者	後見人等報酬を負担することが困難であると市長が認める者

別表第2（第3条関係）

1	厚木市が行う国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法による病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例の適用を受けていること
2	厚木市が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法による住所地特例を受けていること
3	老人福祉法による厚木市の入所措置を受けていること
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により厚木市から介護給付費等の支給決定を受けていること
5	身体障害者福祉法または知的障害者福祉法による厚木市の入所措置を受けていること
6	生活保護法による厚木市の保護を受けていること

別表第3（第4条関係）

1	生活保護法に規定する保護施設
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害者施設
3	老人福祉法に規定する老人福祉施設及び有料老人ホーム
4	介護保険法に規定する介護保険施設
5	医療法に規定する医療提供施設
6	1～5の類似施設で市長が認める施設